

日本臨床肛門病学会 技能認定制度規則施行細則

第 1 章 総 則

第 1 条 日本臨床肛門病学会技能認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項についてこの施行細則の規定に従うものとする。

第 2 章 技能認定制度委員会

第 2 条 技能認定制度委員会は以下の業務を管掌する。

- 1) 技能修練カリキュラムの認定と公示
- 2) 申請資格および認定審査に必要な調査
- 3) 試験の施行と成績判定
- 4) 認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設の認定審査
- 5) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項

第 3 条 技能認定制度委員の定数は委員長を除いて 9 名以内とする。

第 4 条 技能認定制度委員会の成立定足数は、委任状を含めて定員の 2/3 以上とする。

2. 議事は委員長を除く出席者の過半数の同意によって決し、可否同数の時は委員長が決するものとする。
3. 議事録を作成し、委員長および出席者代表 1 名の署名を得て保管しなければならない。
4. 委員会はすべて非公開とし、議事録の閲覧は委員長の許可を得るものとする。

第 3 章 ビデオ審査委員会

第 5 条 技能認定制度委員会は、ビデオ審査委員会を設置する。

2. ビデオ審査委員会は、技能認定医申請者及び技能指導医申請者の手術ビデオの審査を行う。
3. ビデオ審査委員会には、ビデオ審査委員長（以下「審査委員長」という。）1 名ならびにビデオ審査委員（以下「審査委員」という。）6 名以内をおく。
4. 審査委員長ならびに審査委員は、技能認定制度委員会委員長が選任及び解任する。
5. 審査委員長又は審査委員に欠員が生じたときは、補充することができる。補充によって選任された審査委員長並びに審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 認定医の認定

第 1 節 認定医の申請

第 6 条 認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までに認定医申請書類を提出しなければならない。

第 7 条 認定医の認定を申請するものは、手数料として 10,000 円を納付しなければならない。

第 8 条 認定医申請者は、次の各号に定められた診療実績および業績を有していなければならない。

1) 診療実績

① 別表の技能修練カリキュラムの必要条件を満たすものを審査の対象とする。

② カリキュラムの規定数以上の診療経験を診療実績一覧表に記入する。

なお診察については症例数を、手術経験は術式、患者氏名、年齢により申請し、所属する技能指導医の押印により証明する。

2) 業績

① 過去 3 年間に本学会学術集会出席が 1 回以上あること。

② 各地区で行われている懇談会、研究会に 3 年間に 1 回以上参加していること。

ただし、この学術集会は別に定める研修実績評価リストに記載のある集会に限られる。

第 9 条 認定申請者の指導責任者は、認定制度委員会から要請を受けたときは、認定申請者についての意見書を認定制度委員会に提出しなければならない。

第 2 節 認定医の審査

第 10 条 審査は書類によって行う。

第 11 条 申請書類の正本は学会事務局に受理した日から 1 年間保管する。

第 12 条 技能認定制度委員会は書類により、認定医申請者の審査を行う。

第 13 条 認定医の認定業務は、申請の行なわれた年の 9 月 30 日までに完了しなければならない。

第 3 節 認定医の認定料

第 14 条 認定医認定証の交付を受ける者は、認定料として 20,000 円を納付しなければならない。

第 5 章 技能認定医の認定

第 1 節 技能認定医の申請

第 15 条 技能認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までに申請書類、ならびに手術ビデオを提出しなければならない。

第 16 条 技能認定医の認定を申請するものは、手数料として 10,000 円を納付しなければならない。

第 17 条 技能認定医申請者は、次の各号に定められた診療実績および業績を有していなければならない。

1) 診療実績

- ① 別表の技能修練カリキュラムの必要条件を満たすものを審査の対象とする。
- ② カリキュラムの規定数以上の診療経験を診療実績一覧表に記入する。
なお手術経験は術式、患者氏名、年齢により申請する。

2) 業績

- ① 過去3年間に本学会学術集会出席が2回以上ある。
- ② 各地区で行われている懇談会、研究会に3年間で3回以上参加していること。
ただし、この学術集会は別に定める研修実績評価リストに記載のある集会に限られる。

第18条 申請の際に提出する手術ビデオは申請者自身の実施した手術ビデオでなければならない。

2. 手術ビデオは、肛門基本術式とし、痔核根治術、痔瘻根治術とする。
3. 手術ビデオは未編集のものとする。

第2節 技能認定医の審査

第19条 審査は書類および申請者自身の提出した手術ビデオによって行う。

第20条 技能認定制度委員会は次年度の技能認定医認定の業務に関する要綱を決定し、機関紙会告その他によって会員に公示する。

第21条 技能認定制度委員会は提出された申請書類、手術ビデオについて不備のないことを確認する。

2. 申請書類、手術ビデオの正本は学会事務局に受理した日から1年間保管する。

第22条 技能認定制度委員会は、書類およびビデオ審査委員会の審査結果に基づき、技能認定医申請者の審査を公正に行う。

第23条 技能認定医の認定業務は、申請の行なわれた年の9月30日までに完了しなければならない。

第3節 技能認定医の認定料

第24条 技能認定医認定証の交付を受ける者は、認定料として20,000円を納付しなければならない。

第6章 技能指導医の認定

第1節 技能指導医の申請

第25条 技能指導医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の3月1日から3月31日までに技能指導医申請書類、ならびに手術ビデオを提出しなければならない。

第26条 技能指導医の認定を申請する者は、手数料として10,000円を納付しなければならない。

第27条 技能指導医申請者は、次の各号に定められた診療実績および業績を有していなければ

ならない。

1) 診療実績

別表の技能修練カリキュラムの必要条件を満たすものを審査の対象とする。
カリキュラムの規定数以上の診療経験を診療実績一覧表に記入する。

2) 業績

- ① 過去5年間に本学会学術集会出席が3回以上あること。
- ② 各地区で行われている懇談会、研究会に5回以上参加していること。
ただし、この学術集会は別に定める研修実績評価リストに記載のある集会に限られる。
- ③ 過去3年間に筆頭者としての学会発表もしくは学術論文を有すること。
学会発表は別に定める研修実績評価リストに記載のある4～7の学術集会もしくは懇談会に限られる。

第28条 申請の際に提出する手術ビデオは申請者自身の実施した手術ビデオでなければならない。

2. 手術ビデオは、肛門基本術式とし、痔核根治術、痔瘻根治術とする。
3. 手術ビデオは未編集のものとする。

第2節 技能指導医の審査

第29条 審査は書類および申請者自身の提出した手術ビデオによって行う。

第30条 技能認定制度委員会は次年度の技能指導医認定の業務に関する要綱を決定し、機関紙会告その他によって会員に公示する。

第31条 技能認定制度委員会は提出された申請書類、手術ビデオについて不備のないことを確認する。

2. 申請書類、手術ビデオの正本は学会事務局に受理した日から1年間保管する。

第32条 技能認定制度委員会は、書類およびビデオ審査委員会の審査結果に基づき、技能指導医申請者の審査を公正に行なう。

第3節 技能指導医の認定料

第33条 技能指導医認定証の交付を受ける者は、認定料として20,000円を納付しなければならない。

第7章 認定医（遡り）の認定

第1節 認定医（遡り）の申請

第34条 認定医（遡り）の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の3月1日から3月31日までに認定医（遡り）申請書類を提出しなければならない。

第35条 認定医（遡り）の認定を申請するものは、手数料として10,000円を納付しなければならない。

第 36 条 認定医（遡り）申請者は、次の各号に定められた業績を有していなければならない。

1) 業績

① 過去 3 年間に本学会学術集会出席が 1 回以上あること。

② 各地区で行われている懇談会、研究会に 3 年間に 1 回以上参加していること。

ただし、この学術集会は別に定める研修実績評価リストに記載のある集会に限られる。

第 2 節 認定医（遡り）の審査

第 37 条 審査は書類によって行う。

第 38 条 申請書類の正本は学会事務局に受理した日から 1 年間保管する。

第 39 条 技能認定制度委員会は書類により、認定医（遡り）申請者の審査を行う。

第 40 条 認定医の認定業務は、申請の行なわれた年の 9 月 30 日までに完了しなければならない。

第 3 節 認定医（遡り）の認定料

第 41 条 認定医認定証（遡り）の交付を受ける者は、認定料として 20,000 円を納付しなければならない。

第 8 章 技能認定医（遡り）の認定

第 1 節 技能認定医（遡り）の申請

第 42 条 技能認定医（遡り）の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までに申請書類を提出しなければならない。

第 43 条 技能認定医（遡り）の認定を申請するものは、手数料として 10,000 円を納付しなければならない。

第 44 条 技能認定医（遡り）申請者は、次の各号に定められた診療実績および業績を有していなければならない。

1) 診療実績

申請時において年間に術者として 100 例以上の肛門手術経験があること※

（※痔瘻根治術 20 例、裂肛根治術 5 例を含む）

2) 業績

過去 3 年間に本学会学術集会出席が 1 回以上あること。

第 2 節 技能認定医（遡り）の審査

第 45 条 審査は書類によって行う。

第 46 条 申請書類の正本は学会事務局に受理した日から 1 年間保管する。

第 47 条 技能認定制度委員会は書類により、技能認定医（遡り）申請者の審査を行う。

第 48 条 技能認定医（遡り）の認定業務は、申請の行なわれた年の 9 月 30 日までに完了しなければならない。

第 3 節 技能認定医（遡り）の認定料

第 49 条 技能認定医認定証（遡り）の交付を受ける者は、認定料として 20,000 円を納付しなければならない。

第 9 章 技能指導医（遡り）の認定

第 1 節 技能指導医（遡り）の申請

第 50 条 技能指導医（遡り）の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までに技能指導医（遡り）申請書類を提出しなければならない。

第 51 条 技能指導医（遡り）の認定を申請する者は、手数料として 10,000 円を納付しなければならない。

第 52 条 技能指導医（遡り）申請者は、次の各号に定められた診療実績および業績を有していなければならない。

1) 診療実績

申請時において年間に術者として 100 例以上の肛門手術経験があること※
（※痔瘻根治術 20 例、裂肛根治術 5 例を含む）

2) 業績

過去 3 年間に本学会学術集会出席が 1 回以上あること。

第 2 節 技能指導医（遡り）の審査

第 53 条 審査は書類によって行なう。

第 54 条 申請書類の正本は学会事務局に受理した日から 1 年間保管する。

第 55 条 技能認定制度委員会は書類により、技能指導医（遡り）申請者の審査を行う。

第 56 条 技能指導医（遡り）の認定業務は、申請の行なわれた年の 9 月 30 日までに完了しなければならない。

第 3 節 技能指導医（遡り）の認定料

第 57 条 技能指導医認定証（遡り）の交付を受ける者は、認定料として 40,000 円を納付しなければならない。

第 10 章 認定施設の認定

第 1 節 認定施設の申請

第 58 条 施設の認定を申請する施設は、審査を受けようとする年の 3 月 1 日から 3 月 31 日まで

に認定施設申請書類を提出しなければならない。

第 2 節 認定施設の審査

第 59 条 審査は書類によって行なう。

第 60 条 申請書類の正本は学会事務局に受理した日から 1 年間保管する。

第 61 条 技能認定制度委員会は書類により、認定施設の審査を行う。

第 62 条 認定施設の認定業務は、申請の行なわれた年の 9 月 30 日までに完了しなければならない。

第 11 章 認定医、技能認定医、技能指導医の更新

第 63 条 認定医、技能認定医、技能指導医の更新に際しては、手数料 10,000 円及び認定料 10,000 円を納付しなければならない。認定施設の更新には手数料及び認定料を要しない。

第 64 条 認定医、技能認定医、技能指導医の更新に際しては、次に定められたすべての条件を満たさなければならない。

1) 診療実績

大腸肛門病疾患の診療経験 300 例以上

2) 研修実績（研修実績評価リスト参照）

認定医： 20 単位以上

ただし本学会学術集会出席 1 回以上、および本学会 WEB 教育セミナー受講 2 回以上が含まれること。

技能認定医：30 単位以上

ただし本学会学術集会出席 1 回以上、および本学会 WEB 教育セミナー受講 2 回以上が含まれること。

技能指導医：50 単位以上

ただし本学会学術集会出席 2 回以上、および本学会 WEB 教育セミナー受講 2 回以上が含まれること。

更新を必要とする年に満 65 歳以上の場合は、本学会学術集会出席 1 回以上で可とする。

3) 更新単位の取得対象期間は更新請求時から遡った過去 5 年間とする。

2. 原則として保留は認めない。

やむをえない事情により保留を希望する者はその理由を記入し、速やかに更新保留願いを提出する。

保留を認めるか否かは、技能認定制度委員会における審議による。

ただし、保留期間は技能認定医および技能指導医を標榜することはできない。

認定期間は保留期間を含め 5 年間とする。（本項は 2021 年度更新者より実施する。）

第 12 章 細則の改正

第 65 条 本施行細則は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て改正することができる。

付則 1. 本施行細則は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

2. 2018 年 6 月 3 日改定
3. 2019 年 9 月 15 日改定
4. 2021 年 9 月 11 日改定
5. 2023 年 9 月 3 日改定
6. 2024 年 3 月 16 日改定